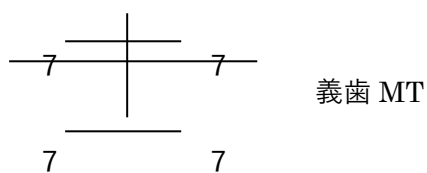


## 6、補綴の見直し

### 1) 病名の見直し

今の保険制度においては、歯の欠損を疾病として、「補綴」を療養としています。



上記のような「病名」があって、入れ歯やブリッジを作成して、それらを口の中に入れるのです。MTというのは、missing teeth の略で、「歯が無くなった」のですから、治療は「歯を入れる」ということになり、入れ歯やブリッジを入れるということ自体が治療の目的になるわけです。治療の目的である補綴物の名前が入っているものが、病名というのは、いったいどういうことなのか、筆者には全く理解ができないところですが、

欠損→補綴物の装着

ということになっているのが現状です。要するに「ない」のが疾病だから、「ある」にするのが治療ということなのです。

ところで、日本補綴歯科学会のHPには、

「補綴（ほてつ）歯科とは、歯や顎（あご）が欠けたり失われた場合に、冠、クラウン、入れ歯（義歯）やインプラントなどの人工物で補うことを言います。これによって、「うまく噛めない」「しゃべれない」「見た目が悪い」といった問題を解決し、健康を維持して生き生きと毎日を送り、生活の質（Quality of life, QOL）を維持・向上させることができます。」

とあります。

補綴することによって、『「うまく噛めない」「しゃべれない」「見た目が悪い」といった問題を解決』するわけです。そうであるならば、疾病は、歯が無いことではなく、「うまく噛めない」「しゃべれない」「見た目が悪い」ということといえます。

咬合不全症、発音障害症、見た目障害症（本当は審美障害といたいのですが）という疾病なのです。それらを治療するために、補綴物という人工物を口腔内に「装着」しているのです。補綴物を口の中に入れることは、手段であって目的ではありません。

欠損→補綴物の装着

ではなく、

欠損→咬合不全→補綴物の装着→咬合回復

ということが、補綴の本来の目的のほうです。

例えば、咬合状態を「検査」して、その検査値の異常をもって「咬合不全症」という「診断」が為され、補綴物を道具とすることで補綴という「治療」をして、咬合状態が良くなり、「検査」の結果、検査値が正常

になれば、「治癒」ということになるのです。

つまり、補綴という療養の病名は「欠損」ではなくて、例えば「咬合不全症」なのではないでしょうか。